

○ 運転免許の取消し、効力の停止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第90条第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで                      道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準： 運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先： 交通部運転免許本部執行課追跡捜査係                      （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第90条第5項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）	処 分 基 準： 運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。	問 い 合 わ せ 先： 交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第90条第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで                      道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準： 運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先： 交通部運転免許本部執行課追跡捜査係                      （電話043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第90条第5項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）	処 分 基 準： 運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。	問 い 合 わ せ 先： 交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第90条第5項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）																		
法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）																		
処 分 基 準： 運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先： 交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第90条第5項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）																		
法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで 道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）																		
処 分 基 準： 運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先： 交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）																		
備 考：																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="143 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="967 866 1724 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	

○ 運転免許の取消しに係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第90条第6項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第90条第6項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）	処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第90条第6項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第90条第6項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）	処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考：	
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第90条第6項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）																		
処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第90条第6項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）																		
処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考：																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="143 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="967 866 1724 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第90条第9項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第90条第9項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第90条第9項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第90条第9項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考：	
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第90条第9項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第90条第9項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の4第1項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考：																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又はハ）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>ニ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>ニ</sup>帯有（令第38条第5項第2号ハ）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号イ）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又はハ）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>ニ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>ニ</sup>帯有（令第38条第5項第2号ハ）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="969 866 1724 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号イ）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項:第90条第10項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考:</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第90条第10項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項:第90条第10項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考:</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第90条第10項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第90条第10項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第90条第10項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項(免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準:運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="969 866 1724 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	

○ 運転免許の取消し、効力の停止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;"><b>処 分 基 準</b></p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項:第103条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第103条第1項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止	原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)	法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)	処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係	備 考:	<p style="text-align: center;"><b>処 分 基 準</b></p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項:第103条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第103条第1項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止	原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)	法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)	処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係	備 考:	
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第103条第1項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)																		
処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第103条第1項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)																		
処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係																		
備 考:																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="974 866 1729 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	

○ 運転免許の取消しに係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第103条第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第103条第2項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）	処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第103条第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第103条第2項	処 分 の 概 要：運転免許の取消し	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）	処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考：	
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第103条第2項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）																		
処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第103条第2項																		
処 分 の 概 要：運転免許の取消し																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）																		
処 分 基 準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考：																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="143 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="967 866 1724 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	

○ 運転免許の取消し、効力の停止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;"><b>処 分 基 準</b></p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項:第103条第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法令の定め: 道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第103条第4項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止	原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)	法令の定め: 道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)	処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係	備 考:	<p style="text-align: center;"><b>処 分 基 準</b></p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項:第103条第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法令の定め: 道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第103条第4項	処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止	原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)	法令の定め: 道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)	処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係	備 考:	
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第103条第4項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)																		
法令の定め: 道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)																		
処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第103条第4項																		
処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会(免許の効力の停止については、千葉県警察本部長)																		
法令の定め: 道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条第1項から第5項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)																		
処 分 基 準:病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部(電話043-274-2000) 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係																		
備 考:																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="974 866 1729 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第103条第7項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第103条第7項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第103条第7項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第103条第7項	処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)	備 考：	
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第103条第7項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第103条第7項																		
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）																		
処 分 基 準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)																		
備 考：																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="143 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="967 866 1724 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;"><u>処 分 基 準</u></p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項:第103条第8項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準: 運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考:</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第103条第8項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準: 運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;"><u>処 分 基 準</u></p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項:第103条第8項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準: 運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考:</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第103条第8項	処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)	処 分 基 準: 運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第103条第8項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準: 運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第103条第8項																		
処 分 の 概 要:運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法施行令第38条第7項(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)																		
処 分 基 準: 運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴関係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="143 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="967 866 1724 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	

○ 自動車等の運転禁止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項:第107条の5第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     法 令 の 定 め : 道 路 交 通 法 第 103 条 第 1 項 第 1 号 から 第 3 号 ま で ( 免 許 の 取 消 し 、 停 止 等 ) 、 第 107 条 の 5 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 等 ) 道 路 交 通 法 施 行 令 第 33 条 の 2 の 3 ( 免 許 の 拒 否 又 は 保 留 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 38 条 の 2 ( 免 許 の 取 消 し 又 は 停 止 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 40 条 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 の 禁 止 の 基 準 )                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     処 分 基 準 : 病 気 等 の 事 由 に よ り 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 1 の と お り 。                      点 数 制 度 等 に よ り 、 6 月 を 超 え る 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 は 、 法 令 の 定 め を 基 準 と し つ つ 、 別 紙 2 に 従 い 処 分 の 軽 減 を 行 う 。                      6 月 を 超 え ない 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 2 の と お り 。                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     問 い 合 わ せ 先 : 交 通 部 運 転 免 許 本 部 執 行 課 ( 電 話 043-274-2000 )                                        聴 聞 係                                        処 分 係                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第107条の5第1項	処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道 路 交 通 法 第 103 条 第 1 項 第 1 号 から 第 3 号 ま で ( 免 許 の 取 消 し 、 停 止 等 ) 、 第 107 条 の 5 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 等 ) 道 路 交 通 法 施 行 令 第 33 条 の 2 の 3 ( 免 許 の 拒 否 又 は 保 留 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 38 条 の 2 ( 免 許 の 取 消 し 又 は 停 止 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 40 条 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 の 禁 止 の 基 準 )	処 分 基 準 : 病 気 等 の 事 由 に よ り 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 1 の と お り 。 点 数 制 度 等 に よ り 、 6 月 を 超 え る 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 は 、 法 令 の 定 め を 基 準 と し つ つ 、 別 紙 2 に 従 い 処 分 の 軽 減 を 行 う 。 6 月 を 超 え ない 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 2 の と お り 。	問 い 合 わ せ 先 : 交 通 部 運 転 免 許 本 部 執 行 課 ( 電 話 043-274-2000 ) 聴 聞 係 処 分 係	備 考 :	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項:第107条の5第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     法 令 の 定 め : 道 路 交 通 法 第 103 条 第 1 項 第 1 号 から 第 3 号 ま で ( 免 許 の 取 消 し 、 停 止 等 ) 、 第 107 条 の 5 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 等 ) 道 路 交 通 法 施 行 令 第 33 条 の 2 の 3 ( 免 許 の 拒 否 又 は 保 留 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 38 条 の 2 ( 免 許 の 取 消 し 又 は 停 止 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 40 条 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 の 禁 止 の 基 準 )                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     処 分 基 準 : 病 気 等 の 事 由 に よ り 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 1 の と お り 。                      点 数 制 度 等 に よ り 、 6 月 を 超 え る 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 は 、 法 令 の 定 め を 基 準 と し つ つ 、 別 紙 2 に 従 い 処 分 の 軽 減 を 行 う 。                      6 月 を 超 え ない 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 2 の と お り 。                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     問 い 合 わ せ 先 : 交 通 部 運 転 免 許 本 部 執 行 課 ( 電 話 043-274-2000 )                                        聴 聞 係                                        処 分 係                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第107条の5第1項	処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道 路 交 通 法 第 103 条 第 1 項 第 1 号 から 第 3 号 ま で ( 免 許 の 取 消 し 、 停 止 等 ) 、 第 107 条 の 5 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 等 ) 道 路 交 通 法 施 行 令 第 33 条 の 2 の 3 ( 免 許 の 拒 否 又 は 保 留 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 38 条 の 2 ( 免 許 の 取 消 し 又 は 停 止 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 40 条 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 の 禁 止 の 基 準 )	処 分 基 準 : 病 気 等 の 事 由 に よ り 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 1 の と お り 。 点 数 制 度 等 に よ り 、 6 月 を 超 え る 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 は 、 法 令 の 定 め を 基 準 と し つ つ 、 別 紙 2 に 従 い 処 分 の 軽 減 を 行 う 。 6 月 を 超 え ない 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 2 の と お り 。	問 い 合 わ せ 先 : 交 通 部 運 転 免 許 本 部 執 行 課 ( 電 話 043-274-2000 ) 聴 聞 係 処 分 係	備 考 :	
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第107条の5第1項																		
処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め : 道 路 交 通 法 第 103 条 第 1 項 第 1 号 から 第 3 号 ま で ( 免 許 の 取 消 し 、 停 止 等 ) 、 第 107 条 の 5 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 等 ) 道 路 交 通 法 施 行 令 第 33 条 の 2 の 3 ( 免 許 の 拒 否 又 は 保 留 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 38 条 の 2 ( 免 許 の 取 消 し 又 は 停 止 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 40 条 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 の 禁 止 の 基 準 )																		
処 分 基 準 : 病 気 等 の 事 由 に よ り 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 1 の と お り 。 点 数 制 度 等 に よ り 、 6 月 を 超 え る 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 は 、 法 令 の 定 め を 基 準 と し つ つ 、 別 紙 2 に 従 い 処 分 の 軽 減 を 行 う 。 6 月 を 超 え ない 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 2 の と お り 。																		
問 い 合 わ せ 先 : 交 通 部 運 転 免 許 本 部 執 行 課 ( 電 話 043-274-2000 ) 聴 聞 係 処 分 係																		
備 考 :																		
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第107条の5第1項																		
処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め : 道 路 交 通 法 第 103 条 第 1 項 第 1 号 から 第 3 号 ま で ( 免 許 の 取 消 し 、 停 止 等 ) 、 第 107 条 の 5 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 等 ) 道 路 交 通 法 施 行 令 第 33 条 の 2 の 3 ( 免 許 の 拒 否 又 は 保 留 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 38 条 の 2 ( 免 許 の 取 消 し 又 は 停 止 の 事 由 と な る 病 気 等 ) 、 第 40 条 第 1 項 ( 自 動 車 等 の 運 転 の 禁 止 の 基 準 )																		
処 分 基 準 : 病 気 等 の 事 由 に よ り 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 1 の と お り 。 点 数 制 度 等 に よ り 、 6 月 を 超 え る 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 は 、 法 令 の 定 め を 基 準 と し つ つ 、 別 紙 2 に 従 い 処 分 の 軽 減 を 行 う 。 6 月 を 超 え ない 自 動 車 等 の 運 転 禁 止 を 行 う 場 合 の 基 準 は 別 紙 2 の と お り 。																		
問 い 合 わ せ 先 : 交 通 部 運 転 免 許 本 部 執 行 課 ( 電 話 043-274-2000 ) 聴 聞 係 処 分 係																		
備 考 :																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="143 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="972 866 1729 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	

○ 自動車等の運転禁止に係る処分基準

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第107条の5第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第107条の5第2項	処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）	処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第107条の5第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法	根 拠 条 項：第107条の5第2項	処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）	処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考：	
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第107条の5第2項																		
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考：																		
法 令 名：道路交通法																		
根 拠 条 項：第107条の5第2項																		
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考：																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="143 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="967 866 1724 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	

○ 自動車等の運転禁止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項:第107条の5第9項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第107条の5第9項	処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)	処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名:道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項:第107条の5第9項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者(委任先):千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考:</td> </tr> </table>	法 令 名:道路交通法	根 拠 条 項:第107条の5第9項	処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止	原権者(委任先):千葉県公安委員会	法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)	処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備 考:	
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第107条の5第9項																		
処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)																		
処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		
法 令 名:道路交通法																		
根 拠 条 項:第107条の5第9項																		
処 分 の 概 要:自動車等の運転禁止																		
原権者(委任先):千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め:道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項(自動車等の運転禁止等)、道路交通法施行令第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第38条の2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)、第40条(自動車等の運転の禁止の基準)																		
処 分 基 準:病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。																		
問 い 合 わ せ 先:交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備 考:																		

改正後	改正前	備考								
<p>別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 866 900 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>自動車等整備不良（制動装置等）</u>又は<u>自動車等整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>自動車等整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準</p> <p>3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（第4条及び第5条に規定するものを除く。）は、次によるものとする。</p> <p>(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>ロ</sup>又は<sup>ハ</sup>）に該当する者</p> <p>重大違反<sup>イ</sup>等若しくは道路外致死傷又は危険性<sup>イ</sup>帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 危険性<sup>イ</sup>帯有（令第38条第5項第2号<sup>ハ</sup>）</p> <p>次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間とする。</p> <p>(イ) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="974 866 1729 995"> <thead> <tr> <th>一般違反行為の種別</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>整備不良（制動装置等）</u>又は<u>整備不良（尾灯等）</u></td> <td>30日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第5条 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準は、次のよるものとする。</p> <p>(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定</p> <p>ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号<sup>イ</sup>）に該当する者</p> <p>自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、<u>整備不良</u>等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴</p>	一般違反行為の種別	期間	<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上	<p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p> <p>道路交通法施行令改正に伴い、違反行為名称に「自動車等」を追記。</p>
一般違反行為の種別	期間									
<u>自動車等整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>自動車等整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									
一般違反行為の種別	期間									
<u>整備不良（制動装置等）</u> 又は <u>整備不良（尾灯等）</u>	30日以上									

改正後	改正前	備考
<p>く。以下「暴走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	<p>走行為」という。)に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、第2条第1号に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。</p> <p>イ 略 (2)略</p>	